

手続き	営業(合併・分割)承継届 <span style="float: right;">【第6号様式(第6条関係)】</span>
届出対象	法人の合併又は分割により、営業者の地位を承継したとき <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> ※ 登記簿上、既存事業者との合併や既存事業者からの分割の事実を確認できない場合は、この届出の対象外です。  既存事業者の廃止届と後継事業者の新規許可申請が必要です。 </div>
届出時期	合併又は分割の事実発生後、60日以内
添付書類	承継の事実を証する登記事項証明書(履歴事項証明書) ①合併承継の場合 ・合併後存続する法人又は合併により設立された法人の登記事項証明書(履歴事項証明書) ②分割承継の場合 ・分割により営業を承継した法人の登記事項証明書(履歴事項証明書) ※分割承継では、登記簿上に承継内容の記載がないため、承継内容を確認できる「分割契約書の写し」も併せて提出をお願いしています。 ご理解・ご協力をお願いします。
参考事項	承継により、営業許可証記載事項(法人の商号、店舗の名称等)に変更を生じた場合は、同時に営業許可証書換え交付申請(有料。0500円/許可証)を行って下さい。

(参考) 承継法人の登記事項全部証明書 確認ポイント(既存事業者=㈱Aとして例示)

合併	①新設合併の場合、「登記記録に関する事項」欄の記載事項 奈良県橿原市・・・番地株式会社Aと奈良県桜井市・・・番地株式会社Bが合併により設立 平成27年2月16日登記”
	②吸収合併の場合、「吸収合併」欄の記載事項 平成27年2月16日奈良県橿原市・・・番地株式会社Aを合併 平成27年2月23日登記
分割	①新設分割の場合、「登記記録に関する事項」欄の記載事項 奈良県橿原市・・・番地株式会社Aから分割により設立
	②吸収分割の場合、「会社分割」欄の記載事項 ○年○月○日奈良県橿原市・・・番地株式会社Aから分割 ○年○月○日登記
期日	合併又は分割後60日以内の届出が必要です。 (合併又は分割日が起点です。登記日が起点ではありません)

ご不明の点は、営業所を管轄する保健所にお尋ね下さい。